

基労徴発0324第2号

平成23年3月24日

社団法人全国労働保険事務組合連合会会長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部

労働保険徴収課長

「青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を延長する件」の制定等について

このたび、東北地方太平洋沖地震により被災された皆様に、心から御見舞い申し上げます。

また、平素より、労働保険適用徴収業務の推進に、御理解、御尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

東北太平洋沖地震の被災地域に対する労働保険料関係の対策につきましては、本年3月15日に御協力を依頼したところですが、本日、「青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を延長する件」が告示され、各都道府県労働局に対し、別添のとおり通知を発出しております。

つきましては、本件について、貴会の会員の労働保険事務組合への周知に御協力を賜りますようお願い申し上げます。